

こんなときは、 NOSAIへ連絡をお願いします

- ◎樹園地に被害が発生したとき。
- ◎伐採、高接等樹園地の植栽内容に変更が生じたとき。
- ◎その他、加入申込書の記載内容に変更が生じたとき。



詳細はHPへ

果樹共済へのご加入にあたって

この説明書は、果樹共済へ加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。ご熟読をお願い申し上げます。

- NOSAIで実施している農業保険事業は、農家（以下「加入者」といいます。）が不慮の事故によって受ける損失を補てんして農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、NOSAIおよび国で行っています。NOSAIと国は保険関係を結ぶことにより2段階での危険分散をはかっています。
- 掛金は加入者と国が拠出し、加入者が被害を受け減収が一定割合以上となったときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。※掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
- 大災害等で共済金の支払財源に不足が生じた場合は、共済金支払額の一部が削減される場合があります。
- 加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生のお知らせを怠ったときおよび故意、重大な過失によって事実と反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合があります。
- NOSAIが保有する各種情報については、必要に応じて加入者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報、NOSAIが引受けの判断、共済金支払額の算定、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の保険事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

<金融商品販売法に係る重要事項説明書>

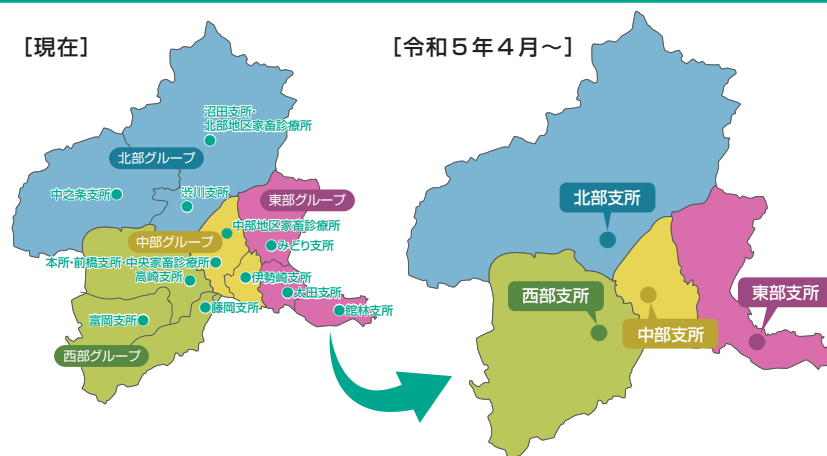
渋川支所・家畜診療所 移転のお知らせ（令和4年4月～）

渋川支所は隣接する敷地内（渋川市吹屋 370）の新事務所に移転します。
また、家畜診療所（中央・中部・北部）も同事務所の2階に移転します。
※渋川支所のTEL・FAXに変更はありません。
家畜診療所お問い合わせ先：TEL 0279-26-9550 FAX 0279-26-9560

支所統合のお知らせ（令和5年4月～）

組合設立10年が経過しさらなる効率的業務運営を行うため、
令和5年4月より、県内11支所を**4支所へ統合**することとなりました。

支所機能の集約・拡充により、組合員の皆さまの期待にお応えできるよう、より一層のサービス向上を目指します。



お問い合わせ

中部グループ

前橋支所 TEL.027-254-2070
[前橋市]

伊勢崎支所 TEL.0270-62-9915
[伊勢崎市・玉村町]

本所

TEL.027-251-5631

西部グループ

高崎支所 TEL.027-344-2181
[高崎市(吉井町を除く)・安中市]

藤岡支所 TEL.0274-24-3730
[藤岡市・高崎市吉井町・多野郡]

富岡支所 TEL.0274-62-2450
[富岡市・甘楽郡]

北部グループ

沼田支所 TEL.0278-23-5110
[沼田市・利根郡]

渋川支所 TEL.0279-26-2600
[渋川市・北群馬郡]

中之条支所 TEL.0279-75-2005
[吾妻郡]

東部グループ

太田支所 TEL.0276-20-9199
[太田市]

みどり支所 TEL.0277-76-9181
[みどり市・桐生市]

館林支所 TEL.0276-75-3311
[館林市・邑楽郡]

(2022年)



安心のネットワーク

NOSAIぐんま

備えの種をまこう。

果樹共済



ぐんまちゃん 2021-100337

群馬県 / 群馬県農業共済組合



ノーサイくん

～農業保険への加入をおすすめします～

『果樹共済』は台風、ひょう害等の自然災害、火災、病虫害および鳥獣害など不慮の災害等による損失を補てんできる制度です。また、青色申告を実施している方は、価格低下を始めとする、ほとんどのリスクを補てんできる『収入保険』に加入できます。安心・安全な経営のため、『果樹共済』または『収入保険』への加入をおすすめします。

なお、令和4年産から、特定危険方式および樹園地方式が廃止となりました。これまで、特定危険方式および樹園地方式に加入されていた方は、加入方式の変更をお願いします。※果樹共済に自動継続特約が付加できるようになりました。

保険メニューの提案

青色申告を行っている。

はい

いいえ

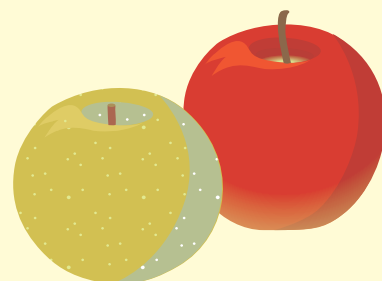
自然災害での減収や価格低下、病気やケガで営農ができない等による農産物の販売収入減少を補償してほしい。

いいえ

果樹共済（半相殺減収総合短縮方式）をおすすめします
（→P.2）。

はい

収入保険への加入をおすすめします。
※収入保険と果樹共済の比較はP.6をご覧ください。



半相殺減収総合短縮方式

加入できるのは？

りんご・なしについて加入いただけます。

- それぞれの樹種で品種の収穫期ごとに早生・中生・晩生と分けて「類区分」を設定しています。また、同一の類区分の中で、価格差の大きい品種が含まれている場合には、さらに「細区分」を設定しています。
- 類区分ごとに5アール以上の栽培面積がある方が加入できます。
※栽培している全ての園地に加入していただきます。

どんな災害が対象になるの？



自然災害、火災、病虫害および鳥獣害等が対象となります。

補償は？

補償割合	付保割合	補償額 (共済金額)	補償期間
70% 60% 50% } から選択	70% 60% 50% 40% } から選択	標準収穫金額 × 付保割合	発芽期から その年の果実 の収穫まで

※付保割合はNOSAIが補償する最高限度額を定める割合です。

※標準収穫金額は、品種・樹齢等に応じて計算された標準収穫量に1kg当たり価額を乗じて算出したものです。

掛金はどれくらい？

共済掛金は、掛金総額の半額を国が負担します。
また、防災施設が設置してある場合は、掛金が割り引きされます。

例 りんご補償額100万円で試算した掛金の目安

●短縮方式に加入する場合

掛金総額 49,000円	
農家負担掛金 24,500円 (50%)	国庫負担掛金 24,500円 (50%)

●多目的ネットが設置されている場合

掛金総額 49,000円		
農家負担掛金 15,925円 (32.5%)	国庫負担掛金 15,925円 (32.5%)	多目的ネット割引 17,150円 (35%)

例 なし補償額100万円で試算した掛金の目安

●短縮方式に加入する場合

掛金総額 73,300円	
農家負担掛金 36,650円 (50%)	国庫負担掛金 36,650円 (50%)

●多目的ネットが設置されている場合

掛金総額 73,300円		
農家負担掛金 18,325円 (25%)	国庫負担掛金 18,325円 (25%)	多目的ネット割引 36,650円 (50%)

【防災施設ごとの割引率】

[%]

樹種	防災施設	防風 ネット	防ひょう ネット	防鳥 ネット	多目的 ネット	防霜 ファン	防蛾灯
りんご		5	-	-	35	5	-
なし		5	30	5	50	5	5

※複数の防災施設が設置してある場合は、合算した割引率が適用になります。

※一部園地に設置してある場合は設置園地のみ割引対象となります。

※割引率を適用した園地において、被害発生時に防災施設が設置されていなかった場合には、対象事故に係る減収量は分割されます。

※掛金率は加入者ごとに設定されます。

被害が発生したら？

共済事故が発生したらNOSAIへ連絡してください。
品種ごとの収穫期に、収穫量の調査を行います。

●損害評価方法



①被害概況調査

被害発生の日、被害地域の見回り等により、被害状況を調査し損害評価の準備を行います。



②収穫期着果数調査

収穫期に被害申告のあった樹園地の着果数を調査します。



③果実品質調査

収穫期着果数調査時に、着果している果実の品質について調査します。



④果実重調査

収穫期に調査樹園地内の果実で、大きさが中庸と見られるものを20粒以上抽出し、平均果実重を調査します。

●損害評価の基準となる“基準収穫量”は全樹園地の園地条件・肥培管理・隔年結果状況および損害評価実績を加味し標準収穫量を調整し決定します。

共済金の計算は？

類区分ごとの収穫量調査により、損害割合を算出し共済金を支払います。

共済金の支払例

●補償額（共済金額）1,000,000円で、損害割合50%の場合

$$\text{共済金} 290,000\text{円} = 1,000,000\text{円} \times \text{支払割合} 29\%$$

※共済金は「損害割合」に応じた「支払割合」によって算出されます。

【損害割合別支払割合】

[%]

損害割合	31	41	50	60	70	80	90	100
短縮方式	1	16	29	43	57	71	86	100

地域インデックス方式

加入者ごと統計単位地域ごとに基準収穫量の9割を補償し、基準収穫量の1割を超える減収があったときに、共済金を支払う方式です。

※加入者の選択により基準収穫量の8割、または7割を選択することができます。

その他

分割評価

通常行う肥培管理や防除等をせず発生した被害の場合、分割評価基準に基づき、減収量から差し引きます。

損害防止事業

NOSAIでは、加入者の被害未然防止を目的に、薬剤等の配布を行っています。

MEMO

果樹共済と収入保険の比較

加入方式	半相殺減収総合短縮方式	収入保険 おすすめ!
加入品目	りんご・なし	販売している全ての農産物
加入資格	類区分ごとに 5アール以上の栽培面積がある 農業者	青色申告を行っている農業者 (個人・法人)
加入時期	2月5日から2月25日まで	税の収入算定期間開始の前々月 (個人の場合は11月まで)
責任(保険)期間	その年の発芽期から収穫期まで	個人: 1月~12月 法人: 事業年度の1年間 (税の収入算定期間と同じ)
補償・支払の単位	加入者ごとの類区分ごと	保険期間の農産物の販売収入
補償対象	自然災害、病虫害、鳥獣害 および火災など	自然災害、病虫害、価格低下、および ケガ等による収穫不能など様々な収入減少
補償割合	70・60・50%の中から 加入者が選択	保険方式は80・70・60・50%、 積立方式は10・5%の中から加入者が選択
付保割合(支払率)	70・60・50・40%の中から 加入者が選択	保険方式は90~50%(10%刻み)、 積立方式は90~10%(10%刻み)の 中から加入者が選択
共済金額(補償額)	標準収穫量 × 果実の1kg当たり価額 × 加入者が選択した付保割合	基準収入 ^{注1} × 加入者が選択した補償割合 × 支払率
損害評価の方法	収穫期前に着果数調査・ 果実品質調査および果実重調査を 行い損害割合を算定	確定申告終了後、 保険期間の収入で保険金の額を算定
共済金の算定	損害割合に応じた支払割合を 共済金額に乗じて算定	保険期間の収入が選択した 補償割合を下回った場合に、 下回った額に支払率を乗じて算定

注1) 基準収入とは、過去5か年の平均収入を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画を考慮して算定します。
※詳しい制度の説明についてはお近くのNOSAIまでお問い合わせください。